

事前相談制度について

廃棄物原料等の適正輸出入の推進
にあたって



バーゼル法該非判断・事前相談

- 1. バーゼル法事前相談制度について
- 2. バーゼル法該非判断等



バーゼル法事前相談制度について



事前相談

貨物が廃棄物処理法又はバーゼル法規制に
該当するか否かの相談(行政サービス)

- 事前相談書類の提出→口頭での回答

窓口：環境省地方環境事務所
輸出入港近くの事務所

廃掃法
バーゼル法

経済産業省

(財)日本環境衛生センター

バーゼル法

4



有害廃棄物輸出関連法令

関税法

第70条(証明又は確認)
他の法令の規定により輸出又は輸入に
関して許可、承認その
他の行政機関の
処分又はこれに準ず
るもの(以下この項
において「許可、承
認等」という。)を必
要とする貨物につい
ては、輸出申告又は
輸入申告の際、当該
許可、承認等を受け
ている旨を税関に証
明しなければならない。

財務省
(税関)

外為法(外国為替及び外国貿易法)

第48条(輸出の許可等)第3項
経済産業大臣は、……特定の種類若しくは特定の地域を仕向地とする
貨物を輸出しようとする者又は特定の取引により貨物を輸出しようとする
者に対し、……政令で定めるところにより、承認を受ける義務を課
することができる。
<輸出貿易管理令>
第2条(輸出の承認)
次の各号のいずれかに該当する貨物の輸出しようとする者は、経
済産業省令で定める手続きに従い、経済産業大臣の承認を受けなけ
ればならない。

一 別表第2中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出
別表第2

三五 の二	(1) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関 する法律第2条第1項に規定する特定有害 廃棄物等	全世界(南緯60度 の線以南の公海を 除く)
----------	---	------------------------------

<輸出貿易管理令>
第5条(税関の確認等)
税関は、経済産業大臣の指示に従い、貨物を輸出しようとする者
が…第2条第1項の規定による承認を受けていること又は当該許可
若しくは承認を受けることを要しないことを確認しなければならない。

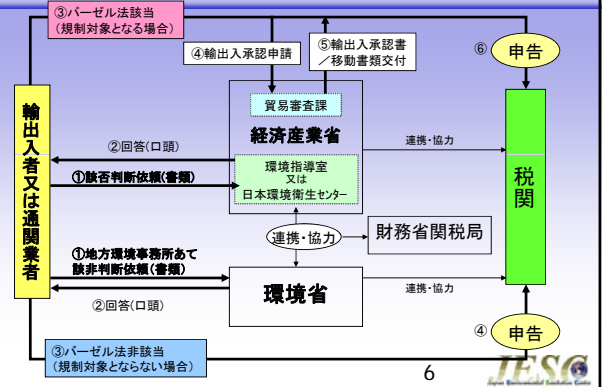
経済産業省

バーゼル法

第4条(輸出の承認)
外国為替及び外
国貿易法第48条
第3項の規定によ
り、輸出の承認を
受ける義務を課
せられるものとする。



事前相談手続きの流れ



6



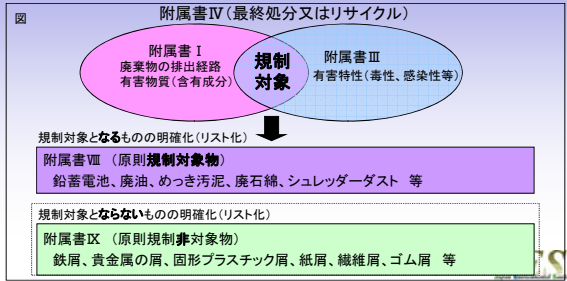
バーゼル法該非判断等



バーゼル条約の規制対象物の範囲

バーゼル条約上の規制対象物となる「有害廃棄物」は、**条約附属書IVの処分・最終処分又はリサイクル**を行うために輸出入されるものであって、次に掲げるもの。

- ア) 附属書Iに掲げるいずれかの分類に属する廃棄物(附属書IIに掲げるいずれの特性も有しないものを除く。)→同参照
- イ) 附属書IIに掲げるいずれかの分類に属する廃棄物(家庭系廃棄物)
- ウ) 締約国の国内法令により有害とされている廃棄物(但し、条約事務局に通報されたもの)



バーゼル法の特特定有害廃棄物の定義

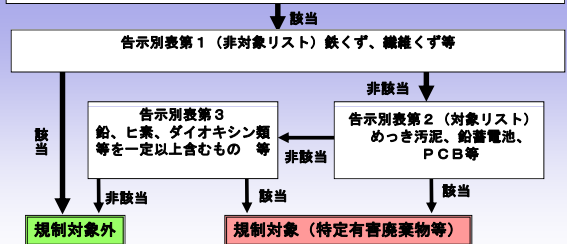
バーゼル法では、船舶の航行に伴い生ずる廃棄物、放射性物質・汚染物を除く**以下の2つに該当するものを特定有害廃棄物として定義**

1. 条約附属書IVの処分(最終処分又は再生・回収)を行うため輸出入される物であって以下のいずれかに該当するもの
 - 条約附属書IIIの有害特性を有するものであって、かつ条約附属書Iの廃棄物の経路・含有成分に該当するもの(平成10年告示別表1に該当せず別表2又は3に該当するもの)
 - 条約附属書IIの家庭系廃棄物
 - 我が国が独自に定め、条約の事務局に通報したもの(条約3条)
 - 他国が条約3条に基づき事務局に通報したもので環境省令で定めるもの
2. 2国間又は多数国間の地域的な条約以外の協定等に基づき規制を行っているもの
 - <OECD理事会決定(平成13年12月)>



バーゼル法の規制対象物の範囲

条約附属書IV(最終処分目的(埋立、焼却等)、リサイクル目的(金属回収等))に掲げる処分作業を行うために輸出入され、又は輸入される物



注)これ以外に、
 ・条約附属書IIに掲げる物(家庭系廃棄物)、
 ・他の締約国から規制対象を定めた旨の通報を受けて環境省令で定める物も、特定有害廃棄物等に該当(http://www.env.go.jp/recycle/yugai/basel_info/index.html)。
 ・OECD加盟国との間での輸出入については、**OECD理事会決定**で別途規制対象となる物、ならない物が定められている。



該非判断のポイント

1. 有害廃棄物ではないこと
 必要に応じ、有害物の含有量/溶出量の試験結果により有害性の有無を証明する。
2. 原則として、廃棄物処理法上の廃棄物ではないこと
 輸出貨物が有償取引されていることを取引伝票、契約書等により証明する。
3. 輸出相手国で廃棄処理されるのではなくリサイクルされること
 輸出相手先と売買契約により有償取引がされればリサイクルされる可能性が高いが、必要に応じリサイクル内容や相手国の処分者がリサイクル業者であることを提示する。

→ 経済産業省及び環境省では、輸出入事業者の上記証明の支援やバーゼル該非判断について「事前相談」を実施。



バーゼル規制対象の具体例 <原則規制対象外>

・バーゼル条約附属書IXに該当するもの
 →バーゼル法では、告示別表第一に該当するもの

- ▶ 鉄くず(スチールスクラップ)(B1010)
- ▶ 廃プラスチック(PVCを除く)(B3010)
- ▶ 紙くず(B3020)
- ▶ 繊維くず(B3030)
- ▶ ゴムくず(B3040)



バーゼル規制対象の具体例 ＜原則規制対象のもの＞

・バーゼル条約の附属書Ⅰかつ附属書Ⅲに該当するもので、具体的には附属書Ⅷに該当するもの
→バーゼル法では、告示別表第2又は別表第3に該当するもの

- ▶鉛蓄電池 (A1160)
- ▶廃油 (A3020)
- ▶シュレッダーダスト (A3120)
- ▶医薬品 (A4010)、医療廃棄物 (A4020)



13

バーゼル規制対象の具体例 ＜分析により判断するもの＞

鉛等の有害物質を含む可能性がある場合は、分析を行い、バーゼル法告示別表3の基準により判断

- ▶メタルスクラップ (B1110又はA1180)
(モーター、配電盤、電線、基板、変圧器など)
- ▶塩化ビニル (PVC) (B3010又は鉛基準)
- ▶パチンコ台 (B1110又はA1180)
- ▶携帯電話 (B1110又はA1180)



14

中古品について

- バーゼル条約で規制の対象となる「有害廃棄物」は、条約附属書Ⅳの処分(=最終処分又は再生・回収)を行うため輸出入される物。
- 中古品は、これに該当しないため原則、規制対象外。

しかしながら、中古品として輸出された使用済み鉛バッテリーや家電製品が、輸入国から中古品ではなく有害廃棄物と判断され日本へシッピングバック(返送)される事案が多数発生。

このため、一部の中古品については事前相談の対象とし、相手国で中古品として使われることの確認を実施している。

15

輸出品目ごとの適正輸出に関するお知らせ

- 廃PETボトル
- バーゼル法該非判断のポイント(2006/1/27)
- 使用済鉛バッテリー
 - ・事前相談における中古利用目的の確認事項(2006/4/28)
 - ・香港、ベトナムへの未承認輸出について(厳重注意等)
- 中古自動車部品
 - ・EU諸国へ輸出する際の確認事項(2006/6/30)

経済産業省 http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/10/index.html
環境省 http://www.env.go.jp/recycle/yugai/index1.html#2_hinmoku

16

経済産業省 事前相談窓口等

- メタル・スクラップ、プラスチック・スクラップ、廃遊技機、廃触媒、バッテリー、中古品等の輸出入についてのお問い合わせ先
(財)日本環境衛生センター バーゼル条約輸出入規制事前相談課
〒210-0828 神奈川県川崎市川崎区四谷上町10-6
(電話)044-288-4941
(FAX)044-288-4946
(電子メール) basel@jesc.or.jp
- 上記以外^の貨物の輸出入についてのお問い合わせ先
経済産業省 産業技術環境局 環境指導室
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1
(電話)03-3501-1511 (内線3551)
(FAX) 03-3580-6329
(電子メール) basel@meti.go.jp

(参考情報)

- ◆バーゼル法関連簡易該非判断システム
http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/10/bsimple_judgments/
＜注意＞本システムによる該非判断結果は、バーゼル法の規制対象となるか否か(有害廃棄物に該当するか否か)の目安であって、実際に輸出入される貨物の該非判断をするものではありません。

17

環境省 事前相談窓口(地方環境事務所)

- 北海道地方環境事務所
管轄地域:北海道
〒060-0001 札幌市中央区北一条西10-1 ユーネットビル9階
(電話)011-251-8700 (FAX) 011-219-7072 (電子メール) REO-HOKKAIDO@env.go.jp
- 東北地方環境事務所
管轄地域:青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県
〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎6階
(電話)022-722-2870 (FAX) 022-722-2872 (電子メール) REO-TOHOKU@env.go.jp
- 関東地方環境事務所
管轄地域:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び静岡県
〒330-8018 さいたま市中央区新都心1-1-2 明治安田生命さいたま新都心ビル16階
(電話)048-600-0814 (FAX) 048-600-0517 (電子メール) REO-KANTO@env.go.jp
- 中部地方環境事務所
管轄地域:富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県及び三重県
〒460-0003 名古屋市中区錦3-4-6 桜通大津第一生命ビル4階
(電話)052-955-2100 (FAX) 052-951-8889 (電子メール) REO-CHUHBU@env.go.jp
- 近畿地方環境事務所
管轄地域:滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県
〒540-6581 大阪府中央区大手前1-7-31 OMMビル8階
(電話)06-4792-0700 (FAX) 06-4790-2800 (電子メール) REO-KINKI@env.go.jp
- 中国四国地方環境事務所
管轄地域:鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
〒700-0984 岡山市桑田町18-28 明治安田生命岡山桑田町ビル1、4階
(電話)086-223-1577 (FAX) 086-224-208 (電子メール) REO-CHUSHIKOKU@env.go.jp
- 高松環境事務所
管轄地域:香川県、愛媛県及び高知県
〒760-0023 香川県高松市寿町2-1-1高松第一生命ビル新館6F
(電話) 087-811-7240 (FAX) 087-822-6203 (電子メール) MOE-TAKAMATSU@env.go.jp
- 九州地方環境事務所
管轄地域:福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県
〒862-0913 熊本県尾上1丁目6-22
(電話)096-214-0311 (FAX) 096-214-035 (電子メール) REO-KYUSHU@env.go.jp

18